



鳥取県公報

平成 20 年 10 月 24 日(金)
第 8 0 3 7 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による指定介護機関の変更の届出 (705) (福祉保健課) 2
	生活保護法による介護機関の指定 (706) (〃) 2
	家畜伝染病予防法による報告の要求の一部改正 (707) (畜産課) 3
	土地収用法による事業の認定 (708) (県土総務課) 4
	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (709) (東部総合事務所県民局) 5
◇ 公 告	保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林所有者等への公示による通知 (森林保全課) 6

告 示

鳥取県告示第705号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から名称を変更した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成20年10月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	変更年月日
社会医療法人明和会医療福祉センター	鳥取市東町三丁目307	デイサービスオータムハウス	鳥取市覚寺51-5	平成20年10月1日
〃	〃	グループホームオータムハウス	〃	〃
〃	〃	グループホームさくら하우스つばきはうす	鳥取市覚寺180	〃

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	変更年月日
社会医療法人明和会医療福祉センター	鳥取市東町三丁目307	デイサービスオータムハウス	鳥取市覚寺51-5	平成20年10月1日
〃	〃	グループホームオータムハウス	〃	〃
〃	〃	グループホームさくら하우스つばきはうす	鳥取市覚寺180	〃

鳥取県告示第706号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成20年10月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
----	------------	------------	-------------	-----------	-------

有限会社なかの薬局	鳥取市若葉台南六丁目23-18	なかの薬局末恒店	鳥取市美萩野一丁目118	居宅療養管理指導	平成20年8月4日
とっとり福祉サービス有限会社	鳥取市行徳三丁目317	智頭デイサービス事業所りんど	八頭郡智頭町大字三吉137-11	通所介護	平成20年9月1日
社会福祉法人健推会	倉吉市宮川町155-18	デイサービスしみず苑	倉吉市宮川町155-18	認知症対応型通所介護	〃
株式会社べるびゅー大栄	東伯郡北栄町六尾604-1	べるびゅー大栄デイサービス楽園	東伯郡北栄町六尾2005	通所介護	平成20年9月5日

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
有限会社なかの薬局	鳥取市若葉台南六丁目23-18	なかの薬局末恒店	鳥取市美萩野一丁目118	介護予防居宅療養管理指導	平成20年8月4日
とっとり福祉サービス有限会社	鳥取市行徳三丁目317	智頭デイサービス事業所りんど	八頭郡智頭町大字三吉137-11	介護予防通所介護	平成20年9月1日
株式会社True	鳥取市商栄町192	訪問介護事業所はあとふる	鳥取市商栄町192	介護予防訪問介護	〃
社会福祉法人健推会	倉吉市宮川町155-18	デイサービスしみず苑	倉吉市宮川町155-18	介護予防認知症対応型通所介護	〃
株式会社べるびゅー大栄	東伯郡北栄町六尾604-1	べるびゅー大栄デイサービス楽園	東伯郡北栄町六尾2005	介護予防通所介護	平成20年9月5日

鳥取県告示第707号

平成18年鳥取県告示第355号（家畜伝染病予防法による報告の要求について）の一部を次のように改正し、平成20年10月24日から施行する。

平成20年10月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
1 略	1 略
2 報告すべき者 一の農場における鶏、あひる、うずら及び七面鳥（以下「鶏等」という。）の飼養羽数が <u>100羽</u> 以上である飼養者	2 報告すべき者 一の農場における鶏、あひる、うずら及び七面鳥（以下「鶏等」という。）の飼養羽数が <u>1,000羽</u> 以上である飼養者
3～5 略	3～5 略

鳥取県告示第708号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成20年10月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 起業者の名称

大山町

2 事業の種類

観光交流拠点（観光交流センター）整備事業

3 起業地

（1）収用の部分 西伯郡大山町名和字西菖蒲谷地内

（2）使用の部分 なし

4 事業の認定をした理由

（1）法第20条第1号の要件への適合性について

観光交流拠点（観光交流センター）整備事業（以下「本件事業」という。）は、法第3条第32号に掲げる地方公共団体が設置する公共の用に供する施設に該当するため、法第20条第1号の要件を充足するものと判断される。

（2）法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である大山町は地方公共団体であることから本件事業を実施する権能を有しており、既に本件事業に係る予算措置も講じられているので、法第20条第2号の要件を充足するものと判断される。

（3）法第20条第3号の要件への適合性について

本件事業は、山陰道（名和淀江道路）名和インターチェンジ（以下「名和IC」という。）付近の名和IC自動車専用道路と県道旧奈和西坪線の交差点に位置する土地（以下「本件土地」という。）に、観光客への観光案内と観光客と地域住民との交流の拠点となる観光交流センター及び駐車場を整備するものである。

本件事業の実施により得られる公共の利益及び失われる利益を比較衡量した結果、次に掲げる理由から、本件事業の施行により得られる公共の利益は、失われる利益に優越すると認められ、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足するものと判断される。

ア 得られる公共の利益

本件土地のある大山町御来屋周辺地区（以下「当地区」という。）は、大山町の中心部に位置し、町の人口の約14パーセントにあたる約2,600人の住民が居住しており、当地区内にある名和ICが平成20年3月29日に供用を開始したことにより、米子自動車道及び県西部からのアクセスが容易になるとともに、県東部においても鳥取自動車道及び山陰道が整備されつつあり、今後は、近隣地域や都市圏からの交通利便性が飛躍的に高まることから、大山町の玄関口となる当地区の名和IC付近に交流、物流及び観光の拠点施設を整備することが望まれている。

本件事業の施行に伴い、観光交流拠点として観光客等への観光情報や道路情報を提供するとともに、地場物産等の紹介・即売、地域住民との交流の場、また、休憩スペースや地域文化・伝統を紹介するコーナーを設け、これらの施設を有機的に機能させることにより、当地区内や町内への交流人口を増加させ、町全体への様々な波及効果を創出して、産業の活性化と雇用の増加により、町民所得の向上が図られる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は相当程度存すると認められる。

イ 失われる利益

本件事業は、鳥取県環境影響評価条例（平成10年鳥取県条例第24号）による環境影響評価の対象事業ではなく、工事の際に周辺環境へ十分配慮して施行することにより、本件事業の施行が環境等に及ぼす影響は軽微であると予測される。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地の選定に当たっては、山陰道大山周辺利用促進協議会から名和 I C 付近が地域活性化拠点施設の設置にふさわしいとの提言を受けていることもあり、名和 I C 付近において交通の利便性、事業費の経済性等を条件に、3つの土地について比較検討が行われており、本件土地が最も合理的なものと認められる。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

本件事業は、次に掲げる理由から、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足するものと判断される。

ア 事業を早期に施行する必要性

当地区内にある名和 I C が平成20年3月29日に供用を開始したことにより、米子自動車道及び県西部からのアクセスが容易になるとともに、県東部においても鳥取自動車道及び山陰道が整備されつつあり、今後は、近隣地域や都市圏からの交通利便性が飛躍的に高まることから、大山町の玄関口となる当地区の名和 I C 付近に交流、物流及び観光の拠点施設を整備することが望まれている。

また、山陰道大山周辺利用促進協議会からの提言及び大山恵みの里づくり計画において、地域活性化拠点施設及び観光・物産・情報の総合的な拠点施設整備を強く要望されている。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用の範囲の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の実施に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用の範囲についても合理的であると認められる。

(5) 結論

(1)から(4)までの判断から、本件事業は法第20条各号の要件を充足していると認められるため、同条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 法第26条の2の規定による図面の縦覧場所

西伯郡大山町末長500

大山町役場大山支所

鳥取県告示第709号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成20年12月10日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成20年10月24日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

1 申請のあった年月日

平成20年10月10日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人パブリックサポート鳥取

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

竹田 宏一

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

鳥取市御弓町2-8

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、地方公共団体の設置する施設に対して、施設の管理運営の代行に関する事業を行い、多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理運営に民間の活力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図ることに寄与することを目的とする。

公 告

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成20年10月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について

- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第33条の3において準用する同法第30条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成20年9月9日付鳥取県告示第618号）の内容
（告示の内容）

(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

桂住寺	米子市愛宕町51
高坂松太郎	〃
坂口 博一	米子市陽田町100の1
〃	米子市陽田町102の1
〃	米子市陽田町103の1
吉田 豊	米子市陽田町139の1
小原 精二	米子市陽田町145
市原亀次郎	米子市陽田町155
鹿野 徳蔵	〃
吉田 貞蔵	〃
市原亀次郎	米子市陽田町158の1
鹿野 徳蔵	〃
吉田 貞蔵	〃

高田 嘉鶴	米子市福万字嫁田1069の 2
高田 允克	〃
高田 嘉鶴	米子市福万字嫁田1069の 3
高田 允克	〃
勝部形次郎	米子市福万字小野田谷1078の 2
後藤 仁	米子市福万字小原田1103
船越藤太郎	米子市福万字槇原1110の 2
細田仙次郎	米子市福万字槇原1115の 2
〃	米子市福万字槇原1118の 2
進野 定義	米子市福万字槇原ノ上1119の 2
進野菊次郎	米子市福万字粕谷ノ一1133
福田 丈七	米子市福万字須村尻リ1154
湯原米次郎	米子市福万字河原山ノ二1163の 2
〃	米子市福万字河原ノ三1164の 2
高田 嘉鶴	米子市福万字河原ノ三1166の 2
高田 允克	〃
佐川貞一郎	米子市日原字石畑648の 2
赤屋栄三郎	米子市日原字山ノ越286
赤穂 甚蔵	米子市日原字宮ノ峠山650
赤屋栄三郎	米子市日原字下山296
高田 俊彦	米子市観音寺字岩崎ノ一685
三島親太郎	米子市長砂町610
〃	米子市長砂町611

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。

米子市観音寺字北谷249、250、字岩崎ノ一685、大谷町365、366

(イ) その他の森林については、主伐は、択伐による。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、米子市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び米子市役所に

備え置いて縦覧に供する。)

- 3 通知の掲示場所 米子市役所
- 4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課